

令和4年度弘前市団体等販売促進活動支援事業費補助金

弘前市では、市民の消費活動を促進し、地域経済の回復を図るために各組合・団体等が実施する販売促進事業に係る経費を補助します。

補助対象事業者	① 組合等（弘前市内に事業所を有する事業協同組合等） ② 任意団体（15以上の事業者で構成された団体） ③ 弘前商工会議所及び岩木山商工会 ④ ①～③の団体や、①～③の団体と事業者で構成された団体 等
補助対象事業	補助対象事業者が実施する販売促進事業 ※値引きクーポン券等の発行、値引き商品等の販売及びスタンプラリーや抽選会を実施する事業等 ※本補助金の利用回数は1つの補助対象事業者につき2回までです。
補助対象経費	地域内における販売促進事業の実施に係る以下の経費を対象とします。 ▶賃金、謝金、旅費（費用弁償に限る。）、景品購入等費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る。）、振込手数料その他市長が必要と認める経費（食糧費及び備品購入費を除く。）
補助金額補助率	補助金額 補助対象経費の実支出額と500万円のいずれか少ない額 補助率 100%
申請方法	以下の書類を作成し、申請受付期間内に提出してください。 ・令和4年度弘前市団体等販売促進活動支援事業費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの ・企画書等販売促進事業の内容が確認できるもの ・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの
支払方法	概算払いが出来ます。
留意点	・交付申請額に占める、景品購入等費(消費者に対する値引きや景品の購入等に要する経費の合計額)の割合が原則60%以上となる計画であることが必要です。 ・クーポン券等のプレミアム率や商品の割引率等が30%以下であることが必要です。 ・広く消費喚起を図ることを目的とした事業に対する補助であるため、1日限りの事業や参加者が限定される事業は対象とはなりません。 ・今回の事業に対して、市又は市以外から補助金等を交付されている場合は、その金額を本補助金の額から控除します。 ・ 架空団体による申請や虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めます。 ・事業実施中及び終了後に、必要と認める場合は、補助事業の実施状況の報告を求め、帳簿や書類等の検査を行います。 ・事業開始は、市が発行する交付決定通知書の交付日以降となります。 ・詳細については、令和4年度弘前市団体等販売促進活動支援事業費補助金交付要綱をご覧ください。